

幸田町成年後見制度利用支援実施要綱内規

幸田町成年後見制度利用支援実施要綱第17条の規定に基づき、第10条の規定により行う報酬の助成に関し、必要な事項を次のとおりとする。

(報酬の助成に関する規準)

- 1 助成の対象となる期間は、申請日から起算して2年前までを期間とする。
- 2 裁判所の報酬付与の審判において、報酬の対象として定められている期間における対象者の資産状況から、対象者が後見人等の報酬の負担が可能なときは、対象者が報酬額を支払った後の預貯金等の額が30万円を下回らない範囲で対象者負担を控除したうえで助成する。
- 3 複数人の後見人等が選任されている場合は、各々の報酬を合算し、要綱及び内規の規定を限度に助成する。
- 4 対象者が死亡し、遺留財産を充てても報酬額が不足する場合は、要綱及び規定を限度に助成する。

施行日 平成29年4月1日から施行する。